

みらい沸くわっく定期預金

ご利用いただける方	個人および個人事業主のお客さま
対象商品	スーパー定期預金
期間	1年、3年、5年
取扱期間	令和7年6月30日（月）まで ※ 但し募集総額100億円に達し次第、終了とさせていただきます。
預入(1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・一口10万円以上500万円以内 ※新規または、10万円以上の増額のお預け入れに限ります。 ※お一人様当たりの預入金額の上限は1,000万円以内。 ・1円単位
払戻方法	満期日以後に払戻しいたします。
利息(1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	固定金利となります。 1年もの：店頭表示金利＋年0.15% 3年もの：店頭表示金利＋年0.30% 5年もの：店頭表示金利＋年0.35% 初回満期日以降は、継続時の店頭表示金利を適用いたします。 (1年もの) スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。 (3年、5年もの) スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。
税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。
手数料	—
付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
中途解約時の お取り扱い	スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。
金利情報の入手方法	窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移

	管調停) もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項等	・総合口座・通帳式でのお取り扱いも可能です。 ・ATMでのお預入れも可能です。(総合口座、通帳式に限る) ・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。